

猟銃安全指導委員運用要領の制定について（通達）

最終改正 平成28. 7. 22 例規生企第34号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）が制定されたことに伴い、みだしの要領を下記のように定め、平成22年2月8日から実施することとしたから、誤りのないようになされたい。

記

猟銃安全指導委員運用要領

1 趣旨

この要領は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第28条の2に規定する猟銃安全指導委員（以下「委員」という。）の適正かつ効果的な運用を図るため、京都府警察における委員の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 委員の身分

委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する特別職の非常勤の嘱託員であるが、法第28条の2第5項の規定により報酬の支給されない名誉職とされている。また、刑法（明治40年法律第45号）上の公務員に該当するものである。

3 委員の職務

委員が行う職務の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第4条第1項第1号の規定による猟銃の所持許可を受けた者（以下「猟銃所持者」という。）に対する助言（法第28条の2第2項第1号）
 - ア 委員が活動する区域（以下「活動区域」という。）内の狩猟現場において、猟銃の取扱いその他事故防止に関する事項について同行指導を行うこと。
 - イ 猟銃所持者の自宅を訪問して、猟銃及び実包の保管方法について必要な指導を行うこと。
- (2) 警察職員が行う猟銃の検査への協力（法第28条の2第2項第2号）

一斉検査時において警察職員が行う猟銃の構造等の検査の際に、銃身長の測定等の補助を行うこと。
- (3) 民間団体の活動への協力（法第28条の2第2項第3号）
 - ア 狩猟者用のハンターマップの作成に協力すること。
 - イ 民間団体が行う各種講習会開催への協力を行うこと。
 - ウ 残弾処理のための射撃大会の開催等に協力すること。
- (4) 狩猟期間における狩猟可能区域内の巡回（規則第4条第1号）

狩猟可能区域において、適正な銃猟が行われているどうかを点検するため巡回すること。
- (5) 猟銃所持者の親族等に対する助言等（規則第4条第2号）

親族等から猟銃所持者の生活態度に関する相談を受理し、親族等や猟銃所持者に対して適正な助言・指導等を行うこと。
- (6) 広報啓発活動（規則第4条第3号）
 - ア 実際の事故・盗難事例を紹介したちらしを配布し、注意喚起するなど、地域の実情に応

じた広報啓発活動を行うこと。

イ 京都府猟友会、京都府ライフル射撃協会、京都府クレー射撃協会等の関係団体（以下「京都府猟友会等」という。）の会合や講習会へ出席しての猟銃等の事件事故防止のための啓もう活動を実施すること。

4 委嘱手続

(1) 警察署長の推薦

警察署長（以下「署長」という。）は、警察本部長（以下「本部長」という。）から委員の推薦を求められたときは、自署の管轄区域内に居住し、当該区域の実情に精通していると認められる者のうちから、法第28条の2第1項に規定する委員の要件を満たしているものを、推薦書（別記様式第1）により生活安全企画課長を経由して推薦するものとする。この場合、委員の要件を満たしているか否かの判断は、次に掲げるところにより行うものとする。

ア 人格及び行動について、社会的信望を有すること。（法第28条の2第1項第1号）

人格識見ともに優れ、地域住民からの信頼が厚く、地域からの協力を得やすい者であることをいう。

イ 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。（法第28条の2第1項第2号）

猟銃の所持及び使用による危害を防止するための活動について、熱意とおう盛な使命感を持つとともに、自主的、自発的な活動を可能にするだけの時間的な余裕を有することをいう。

ウ 生活が安定していること。（法第28条の2第1項第3号）

経済的、社会的、家庭的に見て、生活基盤が安定していることをいう。経済的観点から見ると、委員は名誉職であることから、その給与等に頼らなくとも十分に生活できるものをいう。

エ 健康で活動力を有すること。（法第28条の2第1項第4号）

心身ともに健康であり、委員としての活動を行うことによって、精神的又は肉体的に支障を来すおそれがないことをいう。

(2) 生活安全企画課長の審査

生活安全企画課長は、前記4の(1)の規定による推薦があった場合は、警察署別の推薦人員、活動区域の状況等のほか、委員の要件の具備について慎重に審査を行わなければならない。

(3) 委嘱書の交付

生活安全企画課長は、委員の委嘱の決定があったときは、委嘱書（別記様式第2）を当該委員に交付するものとする。

(4) 関係者への周知

生活安全企画課長及び署長は、前記4の(3)の委嘱書の交付後、遅滞なく委嘱された委員の氏名及び連絡先を当該委員の活動区域に居住する猟銃所持者その他関係者に周知させるため、その旨を京都府猟友会等に連絡しなければならない。

(5) 委員の再任

委員の任期は2年で再任することができるが、この場合は、前記4の(1)から(4)までの手続をとるものとする。

5 解嘱手続等

委員の解嘱の手続等は、次のとおりとする。

(1) 解嘱手続

ア 署長は、委員が後記5の(2)の解嘱事由のいずれかに該当すると認めるときは、生活安全企画課長を経由して、解嘱の上申をしなければならない。

イ 生活安全企画課長は、前記5の(1)のアの規定による上申があったときは、当該委員に対して、弁明の機会を与えるため、解嘱の理由並びに弁明を聴くための期日及び場所を、弁明通知書(別記様式第3)により通知するものとする。ただし、当該委員の所在が不明であるため通知することができないときは、この限りでない。

ウ 生活安全部長は、委員の解嘱の決定があったときは、解嘱通知書(別記様式第4)を当該委員に交付するものとする。ただし、当該委員の所在が不明であるため解嘱通知書を交付することができないときは、この限りでない。

(2) 解嘱事由

法第28条の2第7項各号のいずれかに該当するか否かの判断は、次に掲げるところにより行うものとする。

ア 法第28条の2第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。(法第28条の2第7項第1号)

前記4の(1)に定める委嘱の要件の判断基準による。

イ 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。(法第28条の2第7項第2号)

委員が、法若しくは規則に定める職務上の義務に違反したとき、又は正当な理由がなく前記3に規定する職務を行わないときをいう。

ウ 委員たるにふさわしくない非行のあったとき。(法第28条の2第7項第3号)

刑罰法令に違反する行為又は委員としてふさわしくない反道徳的若しくは反社会的な行為があったときをいう。

(3) 辞職手続

ア 署長は、委員から辞職の申出があったときは、生活安全企画課長を経由して、辞職の申出の報告をしなければならない。

イ 生活安全部長は、前記5の(3)のアの規定による報告があったときは、前記5の(1)のウに準じて処理しなければならない。この場合において、「解嘱の決定」とあるのは「辞職の申出の承認」と、「解嘱通知書(別記様式第4)」とあるのは「辞職承認書(別記様式第5)」と読み替えるものとする。

6 猟銃安全指導委員証等の交付、返納等

(1) 生活安全企画課長は、規則第6条第1項に規定する猟銃安全指導委員証を交付するときは、猟銃安全指導委員証交付簿(別記様式第6)に必要事項を記載するものとする。

(2) 署長は、委員が次のいずれかに該当するときは、速やかに委員に猟銃安全指導委員証を返納させなければならない。この場合において、次のエに該当するときは、発見等に係る猟銃安全指導委員証を返納させるものとする。

ア 任期が満了したとき。

イ 辞職したとき。

ウ 解嘱されたとき。

エ 猟銃安全指導委員証を再交付した後において、亡失した猟銃安全指導委員証を発見し、

又は回復したとき。

- (3) 署長は、前記6の(2)の規定により、猟銃安全指導委員証を返納させたときは、当該猟銃安全指導委員証を生活安全企画課長に送付するものとする。
- (4) 署長は、委員から猟銃安全指導委員証を紛失し、又は損傷した旨の届出を受けたときは、再交付の手続をとるものとする。この場合、前記6の(1)に準じた手続により再交付するものとする。
- (5) 前記6の(1)から(4)までの規定は、規則第6条第2項に規定する腕章の交付、返納等について準用する。この場合において、「猟銃安全指導委員証交付簿(別記様式第6)」とあるのは「猟銃安全指導委員腕章交付簿(別記様式第7)」と読み替えるものとする。

7 研修等

生活安全企画課長は、委員に対し、その職務遂行上必要な知識及び技術を習得させるため、規則第7条第1項に規定する定期研修及び委嘱時研修を行うほか、活動要領等について随時指導を行い、委員の活動が適正に行われるように配慮するものとする。

8 活動方法等

(1) 活動方法

ア 人数

各活動においては、委員が単独で、又は共同して行うものとする。

イ 活動の分担

署長は、複数の委員が委嘱されている場合は、委員の活動の効果が活動区域全体に効果的に及ぶようそれぞれの委員の活動時間、活動回数、担当地区、担当事項等を調整するものとする。

(2) 活動上の遵守事項

委員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ア 猟銃所持者の人格を尊重し、かつ、猟銃の所持及び使用による危害の防止に万全を期する精神をもってその職務を遂行すること。
- イ 常に人格識見の向上に努め、関係者から尊敬され、信頼が得られるように心掛けるほか、職務の遂行に必要な知識及び技能の習得に努めること。
- ウ 関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意すること。
- エ 委員の地位を政党又は政治的な目的のために利用しないこと。
- オ 委員の活動において知り得た秘密を漏らさないこと。また、その職を退いた後も同様とすること。
- カ 平素から、京都府猟友会等と連絡を密にし、猟銃所持者を取り巻く情勢の把握に努め、その職務遂行に当たっては、これらの団体と協力し、実効のある活動を行うように努めること。

9 生活安全企画課長等の協力

生活安全企画課長及び署長は、委員と緊密な連携を保持し、委員の活動に必要な情報を提供するなど委員の活動が適正かつ効果的に推進されるように協力しなければならない。

10 活動記録の作成及び報告

- (1) 署長は、委員の活動結果を明らかにするため、委員に猟銃安全指導委員活動記録簿(別記様式第8)を作成させ、保管するものとする。

(2) 署長は、別に定める要領により委員の活動結果を、本部長に報告（生活安全企画課長経由）しなければならない。

別記様式第1～第8 略